

報道機関各位

総合福祉券の発行について

高齢者の介護予防等健康増進及び要介護者の経済的負担の軽減、障がい者の福祉向上等を目的に町内在住の総合福祉券対象者約 6,000 人の方に対し、令和3年度総合福祉券を交付します。

総合福祉券の内訳

(1)高齢者外出支援券(2)介護福祉券(3)障がい者外出支援券(4)やすらぎチケット

※(1)、(3)は対象者宛に福祉券を直接送付。(2)、(4)は該当者からの申請により交付。

発送日 令和3年6月18日(金)

使用期限 令和4年3月31日(木)まで

利用対象事業者 98事業者(別紙「協力事業者一覧」参照)

(内訳)温泉施設、タクシー・移送サービス、短期入所施設(ショートステイ)
福祉用具貸出し、理美容サービス、マッサージ等、介護用品の購入

昨年度からの変更点

- ・購入可能品目の追加

詳細については別添資料をご覧ください。

添付資料 有 無

福祉課 社会福祉係・障がい者福祉係
(課長)唐澤 勝浩 (担当)宮崎真吾・唐澤穂高
電話:0265-79-3111 (内線)1432・1441
FAX:0265-79-0230
E-mail:fukushi@town.minowa.lg.jp



じやらんnet

「全国のおすすめ紅葉スポットランキング2020」
でもみじ湖が**全国1位**に
選ばれました!!

育てる男が、家族を変える。社会が動く。



箕輪町は、
イクボス・温かボス
イクメンを応援します!

令和3年度 総合福祉券事業

制度名	チケット名	目的	対象者	利用範囲	交付額
総合福祉券	高齢者外出支援券	高齢者の介護予防等健康増進及び要介護者の経済的負担の軽減をする	・75歳以上の者	(1) 温泉施設の利用 (2) タクシーの利用 (3) 訪問理美容の利用 (4) 福祉用具の貸出し (5) ショートステイ (6) マッサージの利用 (7) 介護用品等の購入	4,000円
	介護福祉券	高齢者の介護予防等健康増進及び要介護者の経済的負担の軽減をする	・65歳以上の要介護認定者 ※在宅である方のみ ※介護保険料段階1～5の方		10,000円
	障がい者外出支援券	障がい者の福祉向上及び自立支援をする	・74歳以下の障害者手帳を有する方 ※高齢者外出支援券の対象者は除く		2,000円
	やすらぎチケット	在宅要介護高齢者等の介護者のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する	・要介護認定者（要介護1～5） ・特別障害者手当受給対象者 ・障害児福祉手当受給対象者 上記いずれかに該当する方を在宅で介護している町内在住の介護者		10,000円